

令和5年度東京都国民健康保険運営方針の改定について

東京都では、東京都国民健康保険運営方針の改定に向け現在協議中です。

改定の際は、東京都国民健康保険運営協議会への諮問、連携会議での議論、市区町村への法定意見聴取等を行います。令和6年2月に改定国保運営方針が決定し、公表される予定です。

【運営方針の概要】

平成30年度の都道府県化により、都と市区町村が一体となって国民健康保険に関する事務を共通認識の下で実施し、安定的な財政運営及び市区町村が担う国民健康保険事業の広域化・効率化を推進するため、都内の統一的な方針として、国民健康保険法第82条の2により都が「東京都国民健康保険運営方針」を定める。

【対象期間】

令和6年4月1日から令和12年3月31日まで（6年間）

※法改正により運営期間を法定化

（これまでの経緯）

平成29年12月策定（平成30年4月1日～令和3年3月31日）

令和2年12月策定（令和3年4月1日～令和6年3月31日）

【赤字削減・解消に係る主な改定内容】

■ 削減目標

令和3年度時点で東京都内では、決算補填等を目的とした一般会計からの法定外繰入を57市区町村が行っており、これを令和8

年度末には35市区町村，令和11年度末には18市区町村に削減することを目指す。

■ 保険料水準統一

(1) 保険料水準統一の手法について

保険料水準の統一については，以下の二つの手法がある。

① 完全統一

都内のどこに住んでいても，同じ所得水準・同じ世帯構成であれば同じ保険料水準とする「完全統一」。

② 納付金ベースにおける統一

各市区町村の納付金にそれぞれの医療費水準を反映させない「納付金ベースにおける統一」。

(2) 基本的な考え方

(保険料水準統一のメリット)

● 市区町村ごとの医療費水準を保険料に反映させないことにより，特に小規模な保険者において，高額な医療費が発生した場合の年度間の保険料の変動を抑えることができ，国保財政の安定化が図られる。

● 都内のどこに住んでいても，同じ所得水準・同じ世帯構成であれば同じ保険料水準となり，被保険者間の公平性の観点から望ましい。

(東京都の方向性)

将来的に完全統一を目指していくが，まずは令和12年度までの納付金ベースの統一（納付金算定において医療費水準等を反映せず
に各区市町村の所得水準と被保険者数のみを用いる）に取り組む。

→納付金ベースの統一を図るため，令和6年度より医療費指数を毎年0.16ずつ引き下げ，令和11年度に0を目指す。